八幡西警察署
交通課からのお知らせ

「横断歩道マナーアップ運動」の推進

「横断歩道マナーアップ運動」とは、県内の横断歩道やその付近で多く発生する交通事故を抑止するため、自動車・バイクなどの車両の運転者及び歩行者らが順守すべき交通ルールやマナーの浸透を図り、交通安全意識の高揚を促進するための取組です。

今回は、車両の運転者（ドライバー）向けになります。

横断歩行者の通行を妨害する行為は交通違反です！

信号機のない横断歩道に歩行者がいるときは　必ず停止！

- *自分が停止しても対向車が止まらず危ないから*
- *後続車がなく、自分が通過すれば渡れるから*

などは横断歩道で停止しない理由にはなりません！

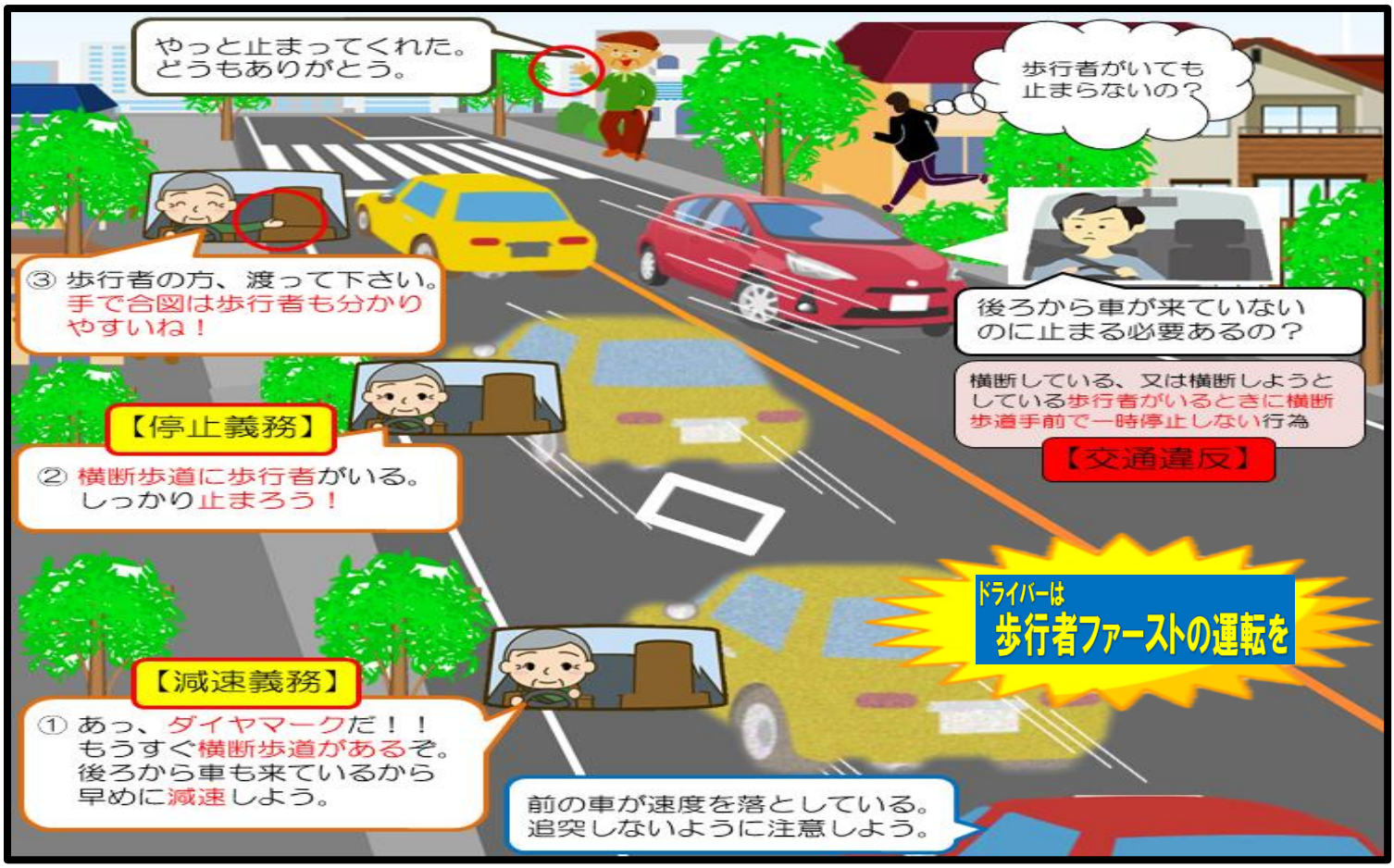

防ごう 交差点事故

その他

- ○ 横断歩道やその手前の停止車両の側方を通過する場合は、一時停止
- ○ 横断歩道等の手前から30メートル以内の追い抜き、追い越しの禁止